

4 3 0 の考え方①

運転時間 運転の中断(休憩)

連続運転

4

- ・ 連続運転は **4 時間以内**
- ・ 駐車や停車出来なかった場合
→ **4 時間 3 0 分まで延長可**
(ただし理由を日報等に記入すること)

運転の中断

30

- ・ 「**運転の中断**」は
→ 「**原則として休憩**」のこと。
- ・ 運行計画作成時に、
“**運転の中断=荷積み作業等**”
をデフォルトにしないこと。

【関連法令等】

- ・ 改善基準告示第4条第1項第7条、第8条
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（第10条第7項）

